

## 清須市告示第 1 2 号

### 清須市広告掲載基準

(趣旨)

第 1 条 この告示は、清須市広告掲載要綱（令和元年清須市告示第 1 1 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(規制事業者及び業種)

第 2 条 次に掲げる事業者の広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 清須市暴力団排除条例（平成 2 4 年清須市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員であると認められる事業者
- (2) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による再生手続又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による更生手続中の事業者
- (3) 法令等に違反している事業者
- (4) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (5) 社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしている事業者
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (7) 清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程（平成 1 7 年清須市訓令第 3 4 号）に基づく指名停止を受けている事業者
- (8) 前各号に掲げる事業者のほか、市長が広告掲載することが適切でないと認める事業者

2 次に掲げる業種（以下「規制業種」という。）の広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和 5 8 年法律第 3 2 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業
- (3) たばこ
- (4) 興信所、探偵事務所及びこれらに類するもの

- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告掲載することが適切でないと認める業種

3 前項に掲げる規制業種を含む複数の業種に携わる事業者については、規制業種に関連しない内容の広告に限り、この基準に定める基準の範囲内においてその掲載を認める。

(掲載基準)

第3条 清須市広告掲載要綱第3条第2項の規定により、広告掲載の対象としない広告は、次のとおりとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
  - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
  - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に関するもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ア 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し又は美化するもの
  - イ 醜悪、残虐、猟奇的なもの等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨又はわいせつなもの
  - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
  - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ア 他人を誹謗、中傷若しくは排斥し、若しくは他人の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの
  - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はこれらのおそれのあるもの

(4) 政治性のあるもの

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(5) 宗教性のあるもの

ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(6) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの

ア 個人又は団体の意見広告

(7) 内容又は責任の所在が明確でないもの

ア 広告主の法人名（法人格を有しない団体にあつては、代表者名）が明記されていないもの

イ 広告主の責任の所在が明確でないもの

ウ 代理店、副業、内職、会員等の募集等で、その目的、内容又は責任の所在が明確でないもの

エ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が明確でないもの

オ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が明確でないもの

(8) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるもの等消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に反するもの

イ 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現を含むもの

ウ 射幸心を著しくおこる表示又は表現を含むもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等の内容を含むもの

カ 投資信託等で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現を含むもの

キ 自己の供給する商品等について、これと競合関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

- ク 商品等の内容、取引条件等を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
  - ケ 他人名義の広告の内容を含むもの
  - コ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨が表示されていないもの
  - サ 国、地方公共団体その他公共機関が、広告主又は商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現を含むもの（国、地方公共団体その他公共機関が、別に認証等を行っている商品、サービス等に係るものを除く。）
  - シ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁、表現等を用いているため、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ア 水着姿、下着姿、その他日常生活上必要と思われる以上に肌を露出している等わいせつ性を連想又は想起させるもの
  - イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現を含むもの
  - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現を含むもの
  - エ ギャンブル等を肯定するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象として適切でないと市長が認めるもの
- ア 個人の氏名を広告するもの
  - イ 懸賞又はクーポン付きのもの
  - ウ 品位を損なう表現を含むもの
  - エ 詐欺又は不良商法とみなされるもの
  - オ 投機を著しくあおる表現を含むもの
  - カ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
  - キ 通貨、郵便切手、有価証券等の複写を使用するもの
  - ク 謝罪、釈明等のもの
  - ケ 尋ね人又は養子縁組に関するもの
  - コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたり

するおそれのあるもの

サ 市の広告掲載事務の円滑な運営に支障をきたすもの

(業種ごとの個別基準)

第4条 法令等により広告の表示内容について制限を受ける業種等については、その規定の範囲内において表示するものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和元年11月1日から施行する。